参 考

第一種フロン類充塡回収業登録申請書 事前確認事項

|  |
| --- |
| 申請書 |
|  | ①住所、氏名 | ・記載内容が本人確認書類(住民票の写し、登記事項証明書)と相違ないか確認・代理人の氏名の場合、委任状が添付されているか確認 |
| ②事業所の名称及び所在地 | ・申請者の住所及び名称と事業所の住所及び名称は、異　なっていても構いません |
| ③回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類 | ・添付書類のフロン類回収設備仕様書等により、メーカー名及び型式から「回収装置　自己認証一覧表」[[1]](#footnote-1)）などを参考に回収できるフロン類の種類及び回収能力をチェックし、該当欄に○印が記入されているか確認・充塡のみを行う業者は、記載不要 |
| ④フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品 | ・○印が記入されている場合、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が200g/min以上のフロン類を回収できるものであることを確認・なお、回収設備が複数ある場合、それらの能力の合計が　200g/min以上でも可 |
| ⑤充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類 | ・回収のみを行う業者は、記載不要 |
| ⑥フロン類の回収設備の種類、能力及び台数 | ・「回収装置　自己認証一覧表」1）などを参考に設備の種類に誤記がないか確認・所有権又は使用権を有する回収設備の台数と齟齬がないか確認 |
| 添付書類 |
|  | ①本人確認書類 | ・住民票の写し又は登記事項証明書の発行日が３ヶ月以内であることを確認・コピーは不可 |
| ②委任状 | ・登録申請に係る申請者氏名は委任状が添付されていれば代理人でも可能 |
| ③誓約書 | ・申請者と同一の者による誓約書であるか確認 |
| ④フロン類回収設備の所有権(使用権)を有することを示す書類 | ・購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等が申請者のものかどうか確認・充塡のみ行う業者の場合も必要であること |
| ⑤フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 | ・回収できるフロン類の種類及び能力が記載された取扱説明書、仕様書、カタログ等が添付されているか確認・充塡のみ行う業者の場合も必要であること |
| ⑥十分な知見を有する者を示す書類 | ・充塡及び回収についてそれぞれ十分な知見を有する者としてp.6に掲げている資格等であることを確認 |
| ⑦収入証紙 | ・割印、ちょう付金額の確認（手数料：5,250円） |

【参考】

|  |
| --- |
| ○第一種フロン類充塡回収業者の登録の基準（規則第９条）　・　フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。・　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。・　申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充塡量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、200g/min以上のフロン類を回収できるものであること。 |

1. 冷媒回収推進・技術センターのホームページ参照

 http://www.rrc-net.jp/archives/61 [↑](#footnote-ref-1)